

東通村の産業振興及び経済活性化に関する連携協定書

東北経済産業局（以下「甲」という。）及び東通村（以下「乙」という。）は、次世代の新たな漁業に係る産業の発展に資する地域の産業振興及び経済活性化に関する連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携し、東通村における次世代の新たな漁業に係る産業の発展に資する地域事業者等の成長に向けた支援、地域の発展・経済活性化に寄与する取組を進めることで、東通村における次世代の新たな漁業に係る産業の発展に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達するため、次の各号に掲げる事項について、相互に連携し、協力して取り組むものとする。

- （1）地域事業者等の成長に向けた支援に関すること
- （2）地域経済の発展・地域課題の解決に寄与するプロジェクトに関すること
- （3）その他、相互に連携協力が必要と認められる事項

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、既に公知となっている情報を除き、本協定による取組の実施に当たって知り得た情報を業務上必要な範囲においてのみ使用し、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示又は漏洩してはならない。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は締結日から令和7年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の前月末日までに相手方から更新の申出があった場合は、協議の上、期限を定めた上で延長する。

（協定の見直し）

第5条 甲又は乙のいずれかが本協定の内容の変更を申し出たときは、甲乙協議の上、必要な見直しを行うものとする。

（その他）

第6条 甲及び乙は、本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度協議の上、定めるものとする。

以上、本協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙それぞれ署名の上、各1通を保有する。

令和5年8月10日

甲 東北経済産業局長

戸邊 千広

乙 東通村長

畑中 稔朗